

第26回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第26回定例会平成28年5月31日

開会 14時00分 閉会 15時47分

出席委員 (20名)	会長代理 渡邊登司美	
	1 清水洋	13 山崎正勝
	2 上原勉	14 花岡豊一
	3 土屋武道	15 白倉令子
	5 伊藤義一	16 柳沢家保
	6 関直茂	17 依田隆喜
	7 竹重文昌	18 戸田幸江
	8 依田喜巳男	19 長岡政直
	11 小林和恵	20 渡邊重昭
	12 渡邊幹夫	21 田口千秋

欠席委員 会長 小林茂徳

議事録署名委員 15 白倉令子 16 柳沢家保

出席職員 (4名)	農業委員会事務局	
	事務局長 金井 泉	
	次長 織田 秀雄	
	事務局 滝澤友一郎	
	事務局 田中 章子	

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号	農地利用集積計画について

※ 会場 庁舎別館4階 第一会議室

議長

最近は天候も暑い日寒い日がありましたが、ようやくここに来て田植えも出来たのではないかと思います。

それでは第26回農業委員会定例総会を始めます。

議事録署名委員の指名をします。本日は15番の白倉委員、16番の柳沢委員をお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案についてご説明させていただきます。今月3条は2件あります。

まず1番ですが、譲受人が〇〇〇〇です。ご存知の通り〇〇〇〇は肉牛の生産をしている会社です。場所は地図の1ページをご覧ください。〇〇〇〇が右上にある南側の農地です。こちらの農地を取得した際には、肉牛の飼料として牧草を栽培したいという事で申請されています。

次に2番です。地図は2ページです。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。面積は〇〇㎡で大分小規模ですが、申請地の周辺が宅地になっていて所有者が譲受人の〇〇さんです。譲渡人はこの土地を相続で取得しましたが、残地のような土地になっていました。この土地は農地だったので、今回3条で〇〇さんに所有権移転することになりました。3条については以上です。

議長

ありがとうございました。それではこれより担当委員の説明に入ります。まず、番号1番の件につきまして13番の山崎委員、お願いします。

13番山崎委員

説明します。一昨日現場に行きましたが、〇〇〇〇の向かいの土地です。完全に牧草地になっていました。譲渡人の〇〇さんは〇〇をメインに経営してきましたが、経営が思わしくなく、また一人で経営されていたので、この程規模縮小という事に至りました。申請農地は〇〇さんが〇〇として使用して来ましたが、〇〇〇〇が規模拡大で同じ牧草地として活用していきます。現状を見ましたが、完全管理されていて問題はないかと思えます。ご審議を御願います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

それではないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして番号2の案件につきまして18番の戸田委員より説明をお願いします。

18番戸田委員　　お願いします。場所は〇〇〇〇の〇〇さんの信号があります。そこからもうひとつ〇〇寄りの信号を上がって100mぐらいの場所です。住宅地の庭先のような場所です。贈与という話だったのでお聞きした所、先々代のおじいさんの代で売買をした契約書が出てきたので、今回は贈与という形で処理をしたということでした。ここ30年来土地を管理しているようなので問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長　　ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきましてご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

それではないようですので裁決に入ります。賛成とお認めの方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続いて議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明を御願います。

事務局

それでは2号議案についてご説明します。

まず1番ですが、申請事由は太陽光発電敷地、パネルの枚数は〇〇枚です。場所は都市計画用途区域内です。地図の3ページを見てください。申請地の隣の道は〇〇駅から登る道です。その沿線も用途区域内ですし近隣の同意も得ているので問題ないと思います。

続いて2番です。申請事由は敷地の延長です。5ページの地図を見て頂くと〇〇さんのお宅の記載があります。既存の住宅が老朽化しているということで今回新築するということですが、現在の敷地が狭いということでこの度宅地部分を延長したいという申請になっています。6ページを見て頂くと〇〇〇〇の部分を敷地として拡大したいという事です。

次に3番です。〇〇に転用したいという申請です。8ページを見て頂きますと、申請地が地番〇〇〇〇の内の6㎡です。場所は〇〇の、〇〇〇〇から上った所になります。墓地は面積が決まっています。6.6㎡未満ないと〇〇として認められないというルールがあります。今回は6㎡ということで面積的にはクリアされています。農地法上も、〇〇〇〇から300m以内ということで3種農地に該当するので特に問題ないかと思えます。

続いて4番です。これも敷地の延長という申請になっています。場所は〇〇で、〇〇〇〇と〇〇〇〇から概ね500m以内ということで3種農地になります。10ページの地図を見てください。227㎡を拡張して駐車場にしたいという申請です。

続いて5番です。こちらは一般住宅の敷地転用となっています。農振除外の案件です。申請人は〇〇で会社の役員をしまして、この度退職を機に故郷である〇〇に戻って来て家を建てたいという事です。現在の〇〇のお宅は子供達が住むということです。移住後は〇〇で農業経営に取り組みたいという事です。

続いて6番です。右側の備考の欄を見て頂きますと、5条の11番と関連があります。14ページの地図を見て頂くと分かりやすいのですが、まず地番〇〇〇〇の〇〇さんご本人の土地を4条で転用するという事です。次に隣の地番〇〇〇〇の所有者が〇〇さんという方2名の名義になっていますので、これは5条の転用になっています。申請事由は住宅敷地ということで、〇〇さんは現在〇〇にお住まいですが東御市に移住したいと考えており、この2筆を転用して一般住宅を新築したいという申請です。

4条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは第2号議案の番号1について19番の長岡委員に説明をお願いします。

19長岡委員

それでは説明します。受付番号4条の1です。まず申請地の場所ですが、資料の3ページをご覧ください。右上に〇〇という信号がありますがこれは国道18号線です。ここから下に200mくらい下り、左手が建設地です。これをさらに300mほど下ると〇〇です。申請者の〇〇さんは現在公務員です。所有農地が申請地を除いて約〇反歩ほどあるそうです。仕事の関係でまったく耕作できず全部貸し付けています。自分で作付けしているのはこの土地だけという事です。この土地の借り手を探していたところなかなか見つからず、土地の有効利用を考えて今回の太陽光発電を計画するということになりました。小規模ですが将来的に少しでも利益を上げたいと考えているようです。申請地については用途地域の第一種住居地域ですし、周辺農地への影響もありません。4ページには公図がありますが、ほとんど宅地に囲まれていまして、隣接の承諾もあるということで特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきましてご意見ご質問等のある方は挙手をお願いします。それではないようですので裁決に入ります。番号1の案件について賛成と

認める方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして番号2の案件につきまして15番の白倉委員より説明をお願いします。

15番白倉委員　　お願いします。資料は5ページになります。場所は〇〇から〇〇道を〇〇方面へ行くと〇〇になります。右側に〇〇という大きな池があります。その向かいが〇〇さんのお宅です。〇〇さんのお宅が大分古いということで今回新築することになりました。今までの家は取り壊して駐車場を造りたいということです。新築する家が今までより南側に移動することになりましたが、南側がまだ農地だったので今回転用して家を建てたいということです。問題はないと思いますのでご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきましてご意見ご質問等のある方は挙手をお願いします。

それでは特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして番号3の案件につきまして8番の依田委員より説明をお願いします。

8番依田委員　　それでは説明します。7ページの拡大した物が8ページです。この大きな土地のわずか6㎡です。場所は〇〇から地区道路を上がった真上。〇〇の東になります。片側は山で、反対側は畑です。この隣にある地番〇〇〇〇は〇〇一族の霊園になっています。この隣が6㎡申請ということでなんら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件についてご意見ご質問等のある方は挙手の上ご発言をお願いします。

(12番渡邊幹夫委員挙手)

渡邊幹夫委員どうぞ。

12番渡邊幹夫委員　　教えてください。先程面積が墓地の場合6、5㎡以下ならいいのですかそれは農地だからですか。

事務局

そうではなく他の地目であってもそうです。

1 2 渡邊幹夫委員 もうひとつお聞きしたいのは、どの地目でも隣接者の承諾書は必ず必要ですか。

事務局 必要です。農地法は関係ありませんが、生活環境課で「墓地の経営に関する条例」がありまして、その中で隣接者の同意が必要です。生活環境と連携して今回問題ないということで農地法の審査に至っています。

1 2 渡邊幹夫委員 たとえば1 h a 近い山林があつて、その土地の中に墓地を黙って造ってしまったら罰則はあるのですか。

事務局 罰則はあるが、そこまでは詳しく把握していません。

議長 他にありますか。それではないようですので裁決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

 全員の賛成と認め決定といたします。
続きまして番号4の案件に付きまして16番の柳沢委員よりご説明をお願いします。

1 6 柳沢委員 お願いします。場所は9ページをご覧ください。〇〇〇〇から北に上がって右に〇〇があります。その東側に申請地があります。〇〇という名前が記載されていますが、申請人の父親で現在は亡くなられています。この母屋が老朽化して住宅を新築したいということです。かなり大きな家なので取り壊して建てることになると、家財道具などの片付けが大変なので、南側に土地があるのでそちらに建ててから古い家を取り壊して駐車場にしたいということです。左右にも家がありますが、そこに家財を搬入する予定とのこと。周りはほとんど宅地ですし、申請地の南側も申請人の農地になっています。ご理解いただきたいのですが、申請地の中に小屋があります。これは親が40～50年前に農機具などを入れる小屋として建てた物で、今回申請にあたって初めて農地の中に建ててあることが分かったという次第です。建物は〇〇〇〇の建物です。ご理解いただきたいと思います。隣接の右側に畑がありますが、境が2～3mくらいの段差があり、隣が高い位置にあります。そちらには納得して頂いています。とりたて問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件に

つきましてご意見ご質問等のある方は挙手をお願いします。

それでは特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして番号5の案件に付きまして6番の関委員より説明をお願いします。

6番関委員

説明します。資料の11ページです。場所は〇〇区を過ぎて大きな三叉路があります。左に行くと〇〇〇〇へ行きます。右方面は〇〇〇〇になります。申請地は農振除外済みです。申請者の〇〇氏は〇〇で会社役員として仕事をして来ましたが、退職にあたりUターンし故郷の所有地に住宅を建設し、奥さんと二人で農地を耕作して農業に取り組みたいとの事です。〇〇の住宅には子供達を住ませるということです。隣接者には説明し同意を得ています。上水道は近くまで埋設済み、雑排水は合併浄化槽、地下浸透式を設置するとの事です。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきましてご意見ご質問等のある方は挙手をお願いします。

(花岡委員挙手) 花岡委員どうぞ。

14花岡委員

右の12ページの任意分割線とありますが、通常地籍を分割しての申請でなくていいのですか。間に合わなかったのですか。

事務局

任意分割線については建築基準法の関係がありまして、今回の案件については任意の分割でも認められるということです。一般住宅では任意分割線での建築面積は割と多いです。

議長

よろしいですか。

14花岡委員

はい。

議長

他に質問ございますか。それではないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成を頂きましたので決定といたします。

続きまして番号6の案件に付きまして3番の土屋委員よりご説明をお

願います。

3番土屋委員

それではご説明します。13・14ページの地図をご確認ください。まず場所の位置をご説明します。〇〇の〇〇〇〇という学校施設寮があります。この右隣にあります。14ページをご覧ください。〇〇〇番地の他に〇〇番地、すぐ隣になりますが、これも後ほど出て来ます5条の11でここも取得するという事です。2筆合わせて住宅を建てたいという事です。面積が広い方が使い勝手がいいという事です。現地確認をしたところ、申請地は荒地になっている状況です。いわゆる別荘地という場所です。上の2筆は宅地でそれぞれ別荘のような住宅が建てられています。特別農地に対しての影響はないと思います。よろしくご審議お願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきましてご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

それではないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして第3号議案農地法第5条の規定による許可申請につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは3号議案についてご説明します。

まず計画変更1と本申請1は関連がありますので一括で説明します。場所は〇〇の〇〇地区です。〇〇〇〇という〇〇〇〇会社の真裏です。この申請は平成〇〇年〇〇月に太陽光発電敷地として〇〇〇〇という太陽光の会社に転用許可が出ている土地です。その後、従業員の関係で譲受人の親会社が事業を引き継ぐ形になったということです。これが計画変更1番です。それに加え、事業主の親会社である〇〇〇〇の本申請が1番です。事業内容について変更はありませんが、事業主が変わるのでセットで申請が上がって来ています。

続いて2番です。申請事由は住宅敷地1棟です。位置は17ページの地図を見てください。〇〇公園の〇〇〇〇がある南側です。この辺りは都市計画の用途区域内で、第1種低層住居専用地域ということで3種農地になっています。譲受人は〇〇の〇〇さん。譲渡人の〇〇さんは〇〇にお住まいでなかなか耕作が出来ないので、今回〇〇さんから話がありまして住宅敷地でお譲りするという事になりました。

続いて3番です。こちらも申請事由は一般住宅敷地1棟です。こちらは農振除外した案件になっていまして、場所は20ページの市・公園となっ

ていますが、こちらは〇〇〇〇が誘致した土地の近くです。申請人についてですが、譲受人のおふたりはご夫婦です。奥さんのお父さんが譲渡人の〇〇さんです。集落に接続しているので則33の4にあります。

続いて4番です。4番も一般の住宅敷地1棟です。申請人の関係は、〇〇さんと〇〇さんは親戚です。場所は都市計画の用途区域内になっています。周辺の同意も得ているので特に問題はないと思います。

続いて5番です。こちらは太陽光発電敷地です。〇〇との境の都市計画の用途区域内、工業地域ということで3種農地です。この辺りは最近太陽光発電が広がって来ている所です。雨水の対策については地下浸透で、農地の角には浸透枡を設置するという事で対策をとる予定ですので、問題ないと思います。

続いて6番です。こちらは先月案件に挙がりましたが、取り下げになった案件です。申請事由は住宅敷地1棟。申請人はお孫さんとお祖父さんという関係です。お孫さんは今アパートに住んでいますが、手狭になったのでお祖父さんの土地を転用するという事です。こちらは都市計画区域内の3種農地になっています。

続いて7番です。こちらは〇〇〇〇が駐車場不足で悩んでいまして、現在観光客も増えているということで駐車場の拡張という申請です。

続いて8番です。申請事由は一般住宅敷地です。申請人の関係は親子です。位置は〇〇の〇〇の選果場の近くにあります、〇〇から〇〇～〇〇mほど北に行った所です。

9番です。申請事由は太陽光発電敷地です。〇〇の用途区域内、3種農地です。32ページを見て頂くと、真ん中に水路があります。この申請地を全部フェンスで囲うという事ですが、水路の維持管理のために水路に出入りできるように、一部フェンスでなくチェーンで維持管理を行なうとの事です。加沢の水利組合とも話し合いがされていますので問題ないと思います。

次に10番です。こちらは駐車場敷地です。譲受人が〇〇〇〇です。場所は〇〇〇〇の東側です。〇〇〇〇の工場の裏です。現在従業員の駐車場として敷地がありますが、そこに倉庫を建設したいという話がありまして、建設している間の、替りの駐車場を今回の申請地に造りたいという事です。34ページの地図を見てください。左上に〇〇番、〇〇番がありますが、ここが既存の従業員の駐車場になっています。〇〇番に倉庫を建設するため、申請地を一時駐車場にすることになりました。

続いて11番ですが、4条で関連がありましたので割愛させていただきます。

続いて12番ですが、13番も同じく譲受人が〇〇〇〇です。本来連名で申請していただいたら良かったのですが、別に申請がありまして12番

には高圧線が通っています。そこを少し過ぎた右側の土地です。こちら辺り帯は〇〇団地でほとんど住宅地になっていますが、たまたま空き地があったのでそこを買い求めて住宅を建てたいということです。問題はないと思います。よろしくご審議お願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきましてご意見、ご質問等ある方は挙手の上ご発言をお願いします。

ないようなので裁決に入ります。番号2の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号3の案件について14番の花岡委員から説明をお願いします。

14花岡委員

お願いします。位置は19ページです。〇〇工業団地の一番西側に土地が確保されていて、その北側に位置します。今回〇〇さんと〇〇さんとは親子です。〇〇さんは次女ですが、長女は〇〇に居ます。〇〇さんご夫妻は〇〇のアパート暮らしで、近くで土地を探していた所、お父さんの土地を分筆して近くに住みたいということで、今回の申請に至ったようです。周りは農地で、隣接する道路は4mとかなり広がっていますし、道路には集落排水も設置されています。雨水に関しては南傾斜なので排水も問題ないと思います。周りはお父さんの土地ですし、隣接者には同意も得ているので問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきましてご意見、ご質問等ある方は挙手の上ご発言をお願いします。

ないようなので裁決に入ります。番号3の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号4の案件について2番の上原委員から説明をお願いします。

2上原委員

お願いします。資料は21、22ページです。場所は21ページの右上に国道18号線があります。もう少し右に行きますと〇〇前のバス停です。真ん中辺りにある道路が市道の〇〇街道です。その〇〇区内の真ん中辺りから南に下った位置です。譲受人、譲渡人は親戚で、おじ・おいの関係です。公図で見ますと〇〇〇から〇〇〇に分筆して今回の申請になっています。〇〇〇の〇〇さんはおばさんです。お祖父さんが亡くなった時に分筆

して相続したそうです。〇〇〇は〇〇さんの名義になっていますが、今回の譲受人のお母さんの家です。申請地横の農地の〇〇さんと〇〇はご夫婦になります。つまり一族の土地の中で分筆しあっています。譲受人の〇〇さんはUターンでこちらに帰って来て、結婚を控えて家を建てたいとおじさんに相談したところ、土地を譲渡することで話がまとまりました。譲渡人は〇〇〇〇で酪農と農業をやっていましたが、これを機に〇〇さんに譲り渡すようです。〇〇さんは親子で農業をやるという事です。別段問題はないと思いますのでよろしくご審議お願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきましてご意見、ご質問等ある方は挙手の上ご発言をお願いします。

ないようなので裁決に入ります。番号4の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号5の案件について21番の田口委員から説明をお願いします。

21 田口委員

それでは説明します。資料23ページをご覧ください。申請地は国道18号線、〇〇の信号から上って行った高速道路のすぐ上に位置しています。譲渡人の〇〇さんは高齢で耕作ができず後継者もないため手放したいということです。〇〇さんは申請地の日照条件などから、太陽光発電をやりたいということで、〇〇さんとのお互いの意思が一致しまして今回の申請になりました。設置にあたり干渉地2m以上。雨水は地下浸透を施しますが、角地に浸透枘を設置するという事です。隣接地の同意も得ているということなので特段問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきましてご意見、ご質問等ある方は挙手の上ご発言をお願いします。

田口委員の説明にもありましたが、どうやらこのエリアは太陽光発電の団地となりつつあるように感じます。

ないようなので裁決に入ります。番号5の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号6の案件について17番の依田委員から説明をお願いします。

17 依田委員 お願いします。資料の25、26ページから説明します。この場所は下にしなの鉄道の線路があります。申請地のすぐ前の道は、〇〇駅から〇〇mくらい上って右に入っていく細い道です。先月申請があったのですが、面積の関係で取り下げになった案件です。申請人はお祖父さんとお孫さんの関係です。〇〇さんは〇〇のアパートに住んでいますが、子供さんが大きくなって手狭になったので、お祖父さんの土地を譲り受けてそこに一軒家を建てたいということです。周りも住宅地になっている所です。別に問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきましてご意見、ご質問等ある方は挙手の上ご発言をお願いします。

ないようなので裁決に入ります。番号6の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号7の案件について18番の戸田委員から説明をお願いします。

18 戸田委員 お願いします。場所は〇〇の道を上って〇〇〇〇へ行く少し手前を右に入っていた所です。平成〇〇年に〇〇氏が土地を取得し、当時は畑だった所が、前の所有者が色々な物を置いてあった為、畑にはできない場所だったようです。現在は大型バスの駐車場が砂利を敷いて少し出来ていました。そこを改めて駐車場として申請し、〇〇で使いたいという事です。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきましてご意見、ご質問等ある方は挙手の上ご発言をお願いします。

ないようなので裁決に入ります。番号7の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号8の案件について21番の田口委員から説明をお願いします。

21 田口委員 説明します。資料29ページをご覧ください。申請地は〇〇の集落の地区内です。東には〇〇の〇〇があります。〇〇さんと〇〇さんは親子です。今回〇〇さんから、〇〇で暮らしていたが子供もできて手狭になったので両親の住宅がある宅地内に住宅を建てたいと話がありました。息子さんの

求めに応じて今回の申請になりました。日照については、申請地の東と北側は〇〇さんの土地なので影響はないと思われます。雑排水は公共施設に接続しています。隣接地にも同意を得ているということなので問題はないと思ひます。ご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきましてご意見、ご質問等ある方は挙手の上ご発言をお願いします。

ないようなので裁決に入ります。番号8の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号9の案件について2番の上原委員から説明をお願いします。

2 上原委員

お願いします。資料の31、32ページです。場所は地図の右上に国道18号線があります。〇〇のバス停留所付近です。上には〇〇の〇〇〇〇があります。真ん中にあるのが〇〇街道、〇〇線です。そこから南に少し下った所にあります。譲受人の株式会社〇〇〇〇は譲渡人の〇〇さんの息子さんの会社のようにです。〇〇さん親子は長く県外で暮らしていて、旦那さんが定年になってこちらに住むようになりました。ですから農地は耕作者に貸していました。今回耕作者が高齢になり耕作が難しくなつたので農地を返してきました。お子さんも県外在住で耕作ができないので検討しました結果、太陽光発電の会社を作って有効利用したいということで今回の申請になりました。申請地の真ん中には水利組合の水路があります。雨水の処理は自然浸透のようですが、農業用水に迷惑がかからないよう設備をすれば、水利組合とは同意したようです。何かあったときは会社が対応するという事になっていますので、問題ないと思ひます。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。これを見ますと周りは宅地があつてパネルの枚数も〇〇枚と非常に多いのですが、その辺のことは大丈夫と解釈していいですね。ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきましてご意見、ご質問等ある方は挙手の上ご発言をお願いします。

ないようなので裁決に入ります。番号9の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号10の案件について17番の依田委員から説明をお願いします。

17 依田委員 お願いします。場所は〇〇〇〇の南側です。従業員の駐車場に倉庫を建てたいということで、工事の間近くの農地を借りて従業員の車を止めたいということです。期間は約〇ヶ月。車は〇〇台位止められるスペースがほしいということです。問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきましてご意見、ご質問等ある方は挙手の上ご発言をお願いします。
ないようなので裁決に入ります。番号10の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号11の案件について3番の土屋委員から説明をお願いします。

3 土屋委員 説明します。資料は35、36ページをご覧ください。この申請は4条の6と関連があります。資料の36ページにあります〇〇番地は4条の6で申請が出ています。それと合わせて〇〇番地を必要ということです。ここはデッキ部分だそうです。周りは宅地に囲まれています。申請地は荒れて山林化されています。合わせてデッキを造るという申請も付いています。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号11の案件につきましてご意見、ご質問等ある方は挙手の上ご発言をお願いします。
ないようなので裁決に入ります。番号11の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号12と13の案件は関連がありますので、13番の山崎委員から一緒に説明をお願いします。

13 山崎委員 それでは説明します。地図は39ページです。以前〇〇〇〇がありました前の通りを行きまして〇〇川を渡って〇〇に向かうと〇〇があります。それを過ぎて右に行くと〇〇〇〇になります。真っ直ぐ〇〇に向かって行くと〇〇〇〇があります。何年も前から非常に路上駐車が多く、苦情があ

りました。子供の通学路でもあり、渋滞などもあり、車の往来も多い場所です。〇〇〇〇さんも駐車場を以前から探していました。申請地の〇〇〇番は〇〇さんの〇〇畑です。その隣の角地の〇〇番が〇〇さんの土地です。〇〇さんの土地については、数年前まで〇〇を作っていたのですが、〇〇の出来が良くなりやめてしまい、今は雑草地です。今回〇〇〇〇さんから駐車場の話がありまして、今回の申請になりました。〇〇さんも数年前の大雪で〇〇の棚が潰れてしまい再生が難しいということで、現在は畑になっています。そこに〇〇〇〇さんから駐車場の話があり、〇〇さん、〇〇さん共に今回の申請に至ったようです。これで駐車場が出来ると路上駐車もなくなり、車の流れが良くなるのではと思います。特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号12、13の案件につきましてご意見、ご質問等ある方は挙手の上ご発言をお願いします。

ないようなので裁決に入ります。番号12、13の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号14の案件につきまして、17番の依田委員から一緒に説明をお願いします。

17 依田委員

よろしくお願いします。場所は資料の42ページです。真ん中の大きな道が〇〇〇〇線。〇〇の信号を行くとその先が〇〇橋です。そこを左に下ると〇〇の〇〇になっています。その〇〇と〇〇〇〇という〇〇を扱っている会社の間が申請地です。横に道がありますが、ここは人が歩いてやっと通れるくらいの細い道です。譲受人の〇〇〇〇は太陽光発電の会社です。この辺りは日当たりもよく、年間雨量も少ないということで、土地を探していました。譲渡人の〇〇さんはこの土地を、毎年草刈りをして耕しているだけだったので、お互いの条件が一致し、今回の申請になりました。特に問題はないかと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号14の案件につきましてご意見、ご質問等ある方は挙手の上ご発言をお願いします。

ないようなので裁決に入ります。番号14の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして議案第4号、農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局 よろしくお祈いします。資料7ページから8ページについて説明します。今回5月分については、全て通常の利用権設定です。新規、再設定合わせて田が19,899㎡、畑が6,691㎡、計26,590㎡です。件数は計13件、内新規が6件、再設定が7件です。なお、8ページの13番についてですが、利用権の再設定で一部修正があります。利用権設定の期間が3ヶ月ですが、3ヶ月後に外の方と利用権を再設定します。10a当たりの借賃を計算し直すと米1俵ではなく4分の1俵と訂正をお願いします。説明は以上です。

議長 ありがとうございます。それでは第4号議案について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。

(3 土屋委員挙手)

議長 土屋委員

3 土屋委員 今説明がありました13番ですが、3ヶ月とありますがいつから3ヶ月ですか。田であれば田植えをするのですか。

事務局 ○○さんのご都合で6月から田を借りて水稻栽培をしますが、○○月からは別の方が借ります。今年度は水稻という内容ですが、来年に関しては新しく借りる方がどういう利用をするのかは、改めて相対で話し合うとうことです。

3 土屋委員 米を作るということですか。

事務局 水稻と申請はしていただいています。

19 長岡委員 同じ地域で知っているので補足しますが、現在○○を作っています。○さんはこの冬に旦那さんがお亡くなりになって、○○さんと旦那さんの名義で利用権設定をしていた案件が○月で切れてしまいます。そうすると○○の収穫ができなくなってしまうので、○○の収穫を○月いっぱいやりたいという事で○ヶ月間延長してもらいたいとうことです。○ヶ月経ちましたら他の方が耕作するという事です。

3 土屋委員 設定条件が水稻となっていましたので。では水稻ではなくアスパラなの

ですね。

事務局

そうです。

議長

今の案件は特殊な案件だと思います。他にご意見ご質問ありますか。
ないようなので裁決に入ります。第4号議案につきまして賛成の方は挙
手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員の賛成と認め決定します。
以上を持ちまして議事を終了します。ありがとうございました。

議事録署名人_____

議事録署名人_____